



松山市の住宅団地再生を目指した吉井企画が破産、負債約95億円



吉井企画（株）（松山市）は10月23日、松山地裁より破産開始決定を受けた。破産管財人には岡本林弁護士（岡本法律事務所、同市一番町2-4-8）が選任された。負債総額は約95億円。2004年4月に破産した愛媛住宅建設（株）（松山市）が計画し、頓挫していた宅地分譲計画を練り直すかたちで2001年10月、道後平ニュータウンの販売を開始した。県内外のハウスメーカーとのタイアップや積極的な広告によって完売を目指していた。しかし、販売面で苦戦し、多額の債務超過に陥っていた。赤字計上が続き、先行きの見通しも立たないことから、販売用不動産の整理を待って今回の措置となった。※吉井企画（株）（TSR企業コード:820199010、法人番号:1500001004295、松山市一番町2-6-21、設立1988（昭和63）年12月、資本金1000万円）※愛媛住宅建設（株）（TSR企業コード:820108723、松山市、2004年4月破産）

東京商工リサーチ「TSR速報」より